



- ◆国際ロータリー会長 ステファニーA.アーチック
- ◆第2660地区ガバナー 大橋 秀典
- ◆クラブテーマ「言葉ではなく行動で」

### 本日例会 2024年 9月12日(木) 第979回

クラブ親睦例会(ノーマイカー例会)

担当: 会員組織委員会

卓話: 「米」

中道 孝治 会員

### 前回例会 2024年 9月 5日(木) 第978回

1. 開会 会長
2. 国歌斉唱
3. ロータリーソング「奉仕の理想」
4. 四つのテスト唱和
5. お客様のご紹介  
ビジター

大阪南なみはやロータリー衛星クラブ

議長 西水 健太 様  
幹事 横関 秀憲 様  
会計 杉山 幸平 様  
森本 秀樹 様

米山奨学生 宋 ハヌルさん

6. ニコニコ箱報告(小計7,000円 累計70,000円)

大阪南なみはやロータリー衛星クラブ様

本日は勉強させて頂きます。

小林会員 大阪南なみはやロータリー衛星クラブの皆様のご来会に感謝して。

長野会員 大阪南なみはやロータリー衛星クラブ様歓迎します。

7. 会食
8. 委員会報告

- ①クラブ運営委員会 福田委員長  
○8/24(土) 親睦家族食事会開催報告  
○8/29(木) I A 合同会議出席報告

- ②小林国際副委員長  
8/29(木) 秋のRYLAパパママセミナー出席報告

9. 幹事報告

- ①定例理事会報告  
1. NPO法人アクセプト・インターナショナルからの卓話実施依頼の件(否決)  
2. くずはRC創立50周年記念式典の件(承認)  
3. 大阪朋友RCチャーターナイトの件(承認)  
4. 10月親睦食事会の件(承認)

- ②会議・会合開催連絡  
9/7(土) R財団セミナー 小林財団委員長  
9/8(日) 大阪上方RCのチャーターナイト

- 福田副会長出席  
9/11(水) 第2回会長・幹事会  
③回覧2件  
①9/12(木) 親睦食事会出欠確認回覧  
②地区大会出欠確認回覧  
④9月の例会開催日連絡 9/5、9/12
10. 出席報告(会員総数17名)  
9月 5日 出席11名 欠席6名 出席率64.71%  
メイクアップ報告  
8/1、8/8 両日ともメイクアップ報告なし
  11. 本日のプログラム  
担当: クラブ運営委員会  
卓話: 「一度ならず二度までも嘘のような本当の話」  
卓話者: 藤井 良郎 会員
  12. 閉会 会長

### 会長の時間 自分自身が湧いてくる言葉

- ①夢が持てない理由  
自分には夢がない。多くの人がそう思うのには原因があります。それは夢は壮大で、人から褒められるようなものであるべきだという思い込みです。しかし、決して小さくなくてもいい、凄いことでなくても良いのです。皆さん夢を持ちましょう。
- ②その言葉に対して選択するか  
例えば、誰かがあなたのことを「ばか」と言ったとします。ここで二つの選択枠があります。「そうか自分はばかなのか」「いや自分はばかじゃない。あなたが分かっていないだけだ」そのどちらを選ぶかで反応が変わります。その選択ができるのはあなただけです。
- ③素敵な勘違いと不幸な勘違い  
結果を出せる人と出せない人の違い、それは違いの種類です。「できないかも。いや失敗しそうな気がする。」これは不幸な勘違いと呼びます。「できるかも。上手く行くに決まっている。」これを素敵な勘違いと呼びます。どちらの勘違いをするかで手にする未来は変わってきます。  
皆さんも素敵な勘違いをして下さい。

### 次回例会 2024年10月3日(木) 第980回

米山奨学生卓話 宋 ハヌルさん



## 卓話

「一度ならず二度までも  
嘘のような本当の話」

藤井 良郎 会員

法人税の重加算税の取扱いについて

(事務運営指針)

## 第1 賦課基準

(隠蔽又は仮装に該当する場合)

1. 通則法第68条第1項又は第2項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」とは、例えば、次に掲げるような事実(以下「不正事実」という。)がある場合をいう。

- (1) いわゆる二重帳簿を作成していること。
- (2) 次に掲げる事実(以下「帳簿書類の隠匿、虚偽記載等」という。)があること。
  - ① 帳簿、原始記録、証ひょう書類、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、棚卸表その他決算に係る書類(以下「帳簿書類」という。)を、破棄又は隠匿していること。
  - ② 帳簿書類の改ざん(偽造及び変造を含む。以下同じ。)、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の証ひょう書類の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装の経理を行っていること。
  - ③ 帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせず、売上げその他の収入(営業外の収入を含む。)の脱ろう又は棚卸資産の除外をしていること。
- (3) 特定の損金算入又は税額控除の要件とされる証明書その他の書類を改ざんし、又は虚偽の申請に基づき当該書類の交付を受けていること。
- (4) 簿外資産(確定した決算の基礎となった帳簿の資産勘定に計上されていない資産をいう。)に係る利息収入、賃貸料収入等の果実を計上していないこと。
- (5) 簿外資金(確定した決算の基礎となった帳簿に計上していない収入金又は当該帳簿に費用を過大若しくは架空に計上することにより当該帳簿から除外した資金をいう。)をもって役員賞与その他の費用を支出していること。
- (6) 同族会社であるにもかかわらず、その判定の基礎となる株主等の所有株式等を架空の者又は単なる名義人に分割する等により非同族会社としていること。

(使途不明金及び使途秘匿金の取扱い)

2. 使途不明の支出金に係る否認金につき、次のいずれかの事実がある場合には、当該事實は、不正事実と該当することに留意する。

なお、当該事実により使途秘匿金課税を行う場合の当該使途秘匿金に係る税額に対しても重加算税を課すことに留意する。

- (1) 帳簿書類の破棄、隠匿、改ざん等があること。
- (2) 取引の慣行、取引の形態等から勘案して通常その支出金の属する勘定科目として計上すべき勘定科目に計上されていないこと。

## 第3 重加算税の計算

(重加対象税額の計算の基本原則)

1. 重加算税の計算の基礎となる税額は、通則法第68条及び国税通則法施行令第28条の規定により、その基となった更正、決定、修正申告又は期限後申告(以下「更正等」という。)があった後の税額から隠蔽又は仮装をされていない事実だけに基づいて計算した税額を控除して計算するのであるが、この場合、その隠蔽又は仮装をされていない事実だけに基づいて計算した税額の基礎となる所得金額は、その更正等があった後の所得金額から不正事実に基づく所得金額(以下「重加対象所得」という。)を控除した金額を基に計算する。

(重加対象所得の計算)

2. 第3の1の場合において、重加対象所得の計算については、次による。

- (1) 不正事実に基づく費用の支出等を認容する場合には、当該支出等が不正事実に基づく益金等の額(益金の額又は損金不算入額として所得金額に加算するものをいう。以下同じ。)との間に関連性を有するものであるときに限り、当該支出等の金額は不正事実に基づく益金等の額の減算項目とする。
- (2) 交際費等又は寄附金のうちに不正事実に基づく支出金から成るものとその他の支出金から成るものがあり、かつ、その交際費等又は寄附金のうちに損金不算入額がある場合において、当該損金不算入額のうち重加算税の対象となる金額は、その損金不算入額から不正事実に基づく支出がないものとして計算した場合に計算される損金不算入額を控除した金額とする。
- (3) 過大に繰越控除をした欠損金額のうちに、不正事実に基づく過大控除部分と不正事実以外の事実に基づく過大控除部分とがある場合には、過大に繰越控除をした欠損金額は、まず不正事実に基づく過大控除部分の欠損金額から成るものとする。(国税庁HP「法人税の重加算税の取扱いについて(事務運営指針)」より抜粋)